



# 鳥取県公報

令和4年4月5日(火)  
第9388号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	森林病虫害の駆除命令 (176) (東部農林事務所) . . . . . 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (177) (中部総合事務所県民福祉局) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (178) (〃) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (179) (〃) . . . . . 3
	採石法による採取計画の認可の公表 (180) (西部総合事務所米子県土整備局) . . . . . 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (広報課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第176号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月5日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和4年5月16日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所八頭事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第177号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
一般社団法人 お助けステーション心結	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1026-2	COCKARAおがも	倉吉市中河原361	放課後等 デイサービス、保育所等訪問支援	令和4年4月 1日

## 鳥取県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人滉陽会	訪問看護ステーションのぐち	倉吉市上井町一丁目8-5	令和4年4月1日	訪問看護

**鳥取県告示第179号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人滉陽会	訪問看護ステーションのぐち	倉吉市上井町一丁目8-5	令和4年4月1日	介護予防訪問看護

**鳥取県告示第180号**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社カイセイ 代表取締役 中井 巧	西伯郡南部町 倭434-7	西伯郡南部町 下中谷字川平 山1155-1外6 筆（8,758平方 メートル）	風 化 花 崗 岩 （50,500立方メ ートル）	令和4年3月16日 から令和7年3月 15日まで	令和4年3月16日

**調 達 公 告**

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 新聞紙面への県政広報に関する広告の掲載 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社新日本海新聞社  
鳥取市富安二丁目137
- 5 契約金額 新聞広告掲載 1段当たり75,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）  
新聞広告版下制作 1段当たり6,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）  
新聞広告掲載日指定 1段当たり15,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

く。)

新聞広告掲載（お詫び・訂正・職員募集） 1段×1センチメートル当たり  
15,500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

県政テレビ番組案内掲載 1回当たり21,875円（消費税及び地方消費税の額を  
除く。）

- 6 随意契約による理由 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他  
これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政  
令第11条第1項第1号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県令和新時代創造本部広報課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220